

令和3年度公募実施状況一覧表（会議の概要版）

資料15

No	機関名（担当課）	区分	始期 ～ 終期	広報	HP 掲載	チラシ配布場所・ 周知方法	委員 総数	割合 (公募)	公募 応募			選任 結果		会議の概要など	謝礼の有無 (金額)	
									男	女	男	女	男			女
1	男女共同参画審議会 (政策調整課)	附属	R3.8.20 ～ R3.9.30	R3.8号	○	政策調整課 総合庁舎、第二・第 三庁舎各案内 市政情報コーナー 各支所（東部まちづ くりセンター含む） 各公民館 若年層確保のため、 交流のある市内大学 のゼミに個別に応募 を声かけ	12	25.0%	3	1	1	3	1	2	○会議の概要 男女それぞれが性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら活躍する男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に関する基本計画や基本的事項について御意見を述べていただく「旭川市男女共同参画審議会」の委員を募集します。 公募によらない委員は、学識経験者、学校関係者、経済団体、農業関係者、経営管理者、労働（団体）関係者、市民委員会、男女共同参画推進団体です。 ○作文等の有無：応募動機及び男女共同参画の意見を600字程度で記入	日額7,700円
2	交通安全対策会議 (交通防犯課)	附属	R3.6.16 ～ R3.7.15	R3.6号	○	交通防犯課 市政情報コーナー 各支所（東部まちづ くりセンター含む）	17	23.5%	4	1	3	4	1	3	○会議の概要 交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、令和4年度から令和8年度までの5年間に講ずべき、旭川市の交通安全に関する施策の大綱を定めた「第11次旭川市交通安全計画」作成のため、計画案について審議を行う「旭川市交通安全対策会議」の委員を募集します。 委員は、国・道・市の職員、北海道警察の警察官、関係団体及び公募委員の17人で構成されます。 ○作文等の有無：応募動機のみ	日額7,700円
3	消費生活会議 (市民生活課)	附属	R3.11.1 ～ R3.12.1	R3.10号	○	消費生活センター 市政情報コーナー 各支所（東部まちづ くりセンター含む）	10	20.0%	2	1	1	2	0	2	○会議の概要 消費者施策に市民の意見を反映させることを目的として、旭川市民の消費生活を守り高める条例により、附属機関として旭川市消費生活会議を設置しています。消費者行政を推進するに当たり、広く市民の方に意見を述べていただくため、消費生活問題に関心をお持ちの方で、消費生活会議の委員に就任していただける方を募集します。 ○会議の役割 ・消費者施策の推進に関する事項について、市長に意見を述べること。 ・市長から付託を受けた消費者苦情に係るあっせん又は調停を行うこと（会議の中で「消費者苦情処理部会」委員に選任された方）。 ・市長の諮問に応じ、消費者施策の推進に関する重要事項について調査・審議すること。 委員構成：10人（学識経験者4人、事業者3人、消費者3人）消費者3人のうち、2人を募集します。 ○作文等の有無：応募動機のみ	日額7,700円
4	市民参加推進会議 (市民活動課)	附属	R4.1.24 ～ R4.2.25	R4.1号	○	市Facebook・ Twitter・LINE 市民課掲示板 市内3大学 市政情報コーナー 各支所（東部まちづ くりセンター含む） 各公民館 市民活動交流センター 市政情報コーナー テレビ広報番組	12	50.0%	6	3	3	3	3	0	○会議の概要 市民参加推進会議は、学識経験者、市民団体等から推薦、公募により12名程度で構成され、市が行う市民参加の取組を市民目線から評価・検証するとともに、本市の市民参加をさらに充実させるための審議を行います。 ○作文等の有無：応募動機のみ	日額7,700円
5	市民協働推進会議 (市民活動課)	附属	R4.2.18 ～ R4.3.18	R4.2号	○	市民活動課 市政情報コーナー 旭川市情報コーナー 市民活動交流セン ター ときわ市民ホール 各支所（東部まちづ くりセンター含む） 各地区・住民セン ター 各地域活動センター	7	28.6%	2	1	1	2	2	0	○会議の概要 市民活動（市民が自主的に社会のために行う活動）の促進や協働の推進について調査・検証するとともに、よりよい市民主体のまちづくりを実現するための議論を行います。 ○現在の任期（R2.6～）の主な議論のテーマ ・協働事業提案制度（市民の企画提案による協働のまちづくり事業）の見直しについて ・市民活動と協働の推進について ・民間企業との連携協定・協働の取組 など ○作文等の有無：応募動機のみ	日額7,700円

No	機関名(担当課)	区分	始期 ～ 終期	広報	HP 掲載	チラシ配布場所・ 周知方法	委員 総数	割合 (公募)	公募 応募			選 任 結 果	男	女	会議の概要など	謝礼の有無 (金額)
									男	女	女					
6	社会福祉審議会 (福祉保険課)	附属	R3.3.17 ～ R3.4.16	R3.3号	○	福祉保険課 市政情報コーナー 各支所(東部まち づくりセンター含 む)	34	11.8%	4	—	—	4	4	0	○会議の概要 旭川市社会福祉審議会は、高齢者や障がい者の福祉に関わる取組、計画案など、社会福祉に関する事項(児童福祉に関する事項を除く。)を審議するため、社会福祉法及び旭川市社会福祉審議会条例に基づき設置されている市の附属機関です。 審議会は、学識経験者、福祉団体の代表者や医療関係者など34名の委員で構成し、それぞれの委員は、審議会を組織する3つの専門分科会——障害者福祉専門分科会(委員18名)、高齢者福祉専門分科会(委員11名)、民生委員審査専門分科会(委員5名)——のいずれかに所属することとなります。 ○作文等の有無：市の社会福祉施策(障がい者福祉・高齢者福祉)についての意見や応募動機等について400字程度で記入	日額7,700円
7	子ども・子育て審議会 (子育て支援課)	附属	R3.4.20 ～ R3.5.21	R3.4号	○	子育て支援課 市政情報コーナー 各支所(東部まち づくりセンター含 む) 子ども総合相談セ ンター、地域子育 て支援センター、 児童センター、あ そびーばに公募チ ラシー式を配布	20	20.0%	4	—	—	4	0	4	○会議の概要 旭川市子ども・子育て審議会は、子どもの健やかな成長や子育て支援に関する市の施策について調査・審議を行うため、児童福祉法及び旭川市子ども・子育て審議会条例に基づき設置されている市の附属機関です。 審議会は、児童福祉その他子どもに関係する事業の関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、公募委員からなる20名の委員で構成することを予定しており、公募委員として、子育て中の方や子どもや子育て支援について関心をお持ちの方を、4名募集します。 ○作文等の有無：子どもや子育て支援についての意見や応募動機等について400字程度で記入	日額7,700円
8	環境審議会 (環境総務課)	附属	R3.3.22 ～ R3.4.21	R3.3号	○	環境総務課 市政情報コーナー 各支所(東部まち づくりセンター含 む)	15	20.0%	3	1	1	2	2	0	○会議の概要 旭川市環境審議会は、旭川市環境基本条例に基づき設置される審議会として、市の環境保全に関する取組や地域気候変動適応計画などについて審議します。構成員は、学識経験者、民間団体の代表者、公募による委員の計15名で構成されています。 ○作文等の有無：環境を巡る社会情勢の変化と旭川市の環境行政に関する意見等を400字程度で記入	日額7,700円
9	廃棄物減量等推進審議会 (廃棄物政策課)	附属	R3.3.22 ～ R3.4.21	R3.3号	○	廃棄物政策課 市政情報コーナー 各支所(東部まち づくりセンター含 む) 各公民館	20	20.0%	4	1	3	2	1	1	○会議の概要 この審議会は、旭川市の附属機関として、本市の一般廃棄物(ごみ)の減量化を推進するための計画や取組などについて審議しています。 4名の公募委員のほか、学識経験者、市民団体の代表者、事業者団体の代表者、資源回収・処理業団体の代表者の計20名で構成されています。 ○現在の任期(R1.6～)の主な審議内容 ・ごみ処理・生活排水処理基本計画の見直しに係る審議 ・環境部事業構築に係る審議 ・その他、一般廃棄物の処理やごみ処理施設の整備に係る報告等 ○作文等の有無：応募の動機やごみの減量に有効と思う施策などを400字程度で記入	日額7,700円
10	中園廃棄物最終処分場 監視委員会 (廃棄物処理課)	附属	R4.2.15 ～ R4.3.15	R4.2号	○	廃棄物処分課 市政情報コーナー 各支所(東部まち づくりセンター含 む)	15	26.7%	4	2	2	4	2	2	○会議の概要 廃棄物最終処分場監視機関とは、平成15年6月に埋立を終了した中園廃棄物最終処分場と、平成15年7月から埋立を開始した旭川市廃棄物処分場(所在地：いずれも旭川市江丹別町)の維持管理や周辺地域の環境対策などについて審議するために設置した附属機関です。 ○廃棄物最終処分場監視機関はこのようなことを行っています ・処分場とその周辺地域の環境保全対策や、処分場による住民生活と自然環境への影響の調査。 ・住民の健康や自然環境などに配慮して処分場を使用、管理するための検討。 ・処分場による自然・生活環境の汚染、住民の健康被害、災害などの発生防止対策、災害発生時の原因調査・復旧対策についての検討。 ・そのほか、処分場の使用・管理に関することの検討。 ○作文等の有無：応募動機のみ	日額7,700円
11	廃棄物処分場環境対策 協議会 (廃棄物処理課)	附属	R4.2.15 ～ R4.3.15	R4.2号	○	廃棄物処分課 市政情報コーナー 各支所(東部まち づくりセンター含 む)	11	36.4%	4	2	2	4	2	2	○作文等の有無：応募動機のみ	日額7,700円

No	機関名(担当課)	区分	始期 ～ 終期	広報	HP 掲載	チラシ配布場所・ 周知方法	委員 総数	割合 (公募)	公募 応募			選 任 結 果	男	女	会議の概要など	謝礼の有無 (金額)
									男	女	女					
12	空家等対策協議会 (建築指導課)	附属	R4.2.15 ～ R4.3.8	R4.2号	○	建築指導課 市政情報コーナー	12	25.0%	3	—	—	3	3	0	○会議の概要 空家等対策に関する基本的な方針、空家等の調査に関する事項、適切な管理の推進に関する事項、利活用の推進に関する事項等を定める「空家等対策計画」の見直し、実施等について協議を行います。 公募委員に加え、関係団体から推薦された大学の先生など、計9名で構成されています。 ○作文等の有無：応募動機のみ	日額7,700円
13	緑の審議会 (公園みどり課)	附属	R3.4.15 ～ R3.5.17	R3.4号	○	公園みどり課 市政情報コーナー 各支所(東部まち づくりセンター含 む)	15	20.0%	3	1	1	3	3	0	○会議の概要 旭川市緑の審議会は、市の附属機関であり、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な計画その他重要な事項の調査審議を行っております。 ○作文等の有無：応募動機及び旭川市における『すみどり』の今後の在り方について400字程度で記入 ※ここでいう『みどり』とは公有、民有を問わず幅広く捉えたものであり、公園、樹林地、草地、水辺地、樹木や草花などを指します。	日額7,700円
14	社会教育委員 (社会教育課)	附属	R4.2.18 ～ R4.3.18	R4.2号	○	社会教育課 市政情報コーナー 各公民館 中央図書館、科学 館、博物館	15	13.3%	2	1	1	2	1	1	○会議の概要 旭川市社会教育委員は、社会教育法及び本市の条例に基づき設置されている旭川市教育委員会の附属機関で、社会教育に関し教育委員会に助言するため、本市の社会教育に関する諸計画を立案するとともに、教育委員会の諮問に応じ意見を述べるほか、必要な研究調査を行っています。 【委員構成】15名以内(学校教育及び社会教育関係者、家庭教育関係者、学識経験者、公募委員) ○作文等の有無：応募動機及び「旭川市における社会教育の今後の在り方」について、これまでの知識や経験を交えながら、600字程度で記入	日額7,700円
15	市民文化会館運営審議会 (文化振興課)	附属	R3.4.15 ～ R3.5.14	R3.4号	○	旭川市民文化会館 市政情報コーナー 各支所(東部まち づくりセンター含 む)	15	20.0%	3	1	1	3	1	2	○会議の概要 旭川市民文化会館条例で定める附属機関であり、同館及び旭川市公会堂の円滑な運営について、審議を行います。3名の公募委員のほかに、12名の「学校教育関係者、社会教育関係者及び学識経験者」を加えた合計15名の委員で構成されています。利用状況、予算決算概要及び自主文化事業等の事務局報告をもとに審議を行い、委員の皆様から様々なご意見をいただき、管理運営に反映させております。 ○作文等の有無：応募動機のみ	日額7,700円
16	音楽堂等運営協議会 (文化振興課)	附属	R3.6.21 ～ R3.7.23	R3.6号	○	大雪クリスタル ホール 市政情報コーナー 各支所(東部まち づくりセンター含 む)	10	20.0%	2	1	1	2	1	1	○会議の概要 旭川市音楽堂及び旭川市国際会議場の運営、旭川市大雪クリスタルホールの施設管理に関することについて審議する協議会の委員を募集します。 委員は、学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者、公募により、10名程度で構成されます。 ○作文等の有無：応募動機のみ	日額7,700円
17	公民館運営協議会 (公民館事業課)	附属	R3.7.19 ～ R3.8.18	R3.7号	○	各公民館 市政情報コーナー	10	20.0%	2	1	1	2	1	1	○会議の概要 旭川市公民館では、市民の生涯学習振興を図るため、公民館事業の実施運営に当たり、市民の皆様様の意見を反映させたいと考えています。 公民館事業に関心をお持ちの方で、旭川市公民館運営協議会の委員に就任していただける方を募集します。旭川市公民館運営協議会は、市全体の公民館運営及び事業の企画実施に関して審議を行う機関です。 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者、公募の計10名で構成されます。 ○作文等の有無：応募動機のみ	日額7,700円

No	機関名(担当課)	区分	始期 ～ 終期	広報	HP 掲載	チラシ配布場所・ 周知方法	委員 総数	割合 (公募)	公募 応募			選任 結果	男	女	会議の概要など	謝礼の有無 (金額)
									男	女	女					
18	図書館協議会 (中央図書館)	附属	R3.8.20 ～ R3.10.15	R3.8号	○	中央図書館 各地区図書館(末 広・永山・東光・ 神楽) 市政情報コーナー 図書館Facebook に公募チラシを添 付して情報を掲載	11	27.3%	3	1	1	3	2	1	○会議の概要 図書館の運営について審議する協議会の委員を募集します。 委員構成は11名(うち公募委員3名)で、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に 資する活動を行う者、学識経験者、公募に応じた者からなっています。 ○作文等の有無：応募動機のみ	日額7,700円
19	上下水道事業審議会 (上下水道部総務課)	附属	R3.4.20 ～ R3.5.19	R3.4号	○	上下水道部総務課 市政情報コーナー 各支所(東部まち づくりセンター含 む) 公民館	15	20.0%	3	-	-	3	2	1	○会議の概要 この審議会は、上下水道事業の運営に関することを審議します。 審議会は、学識経験者や関係団体、公募による委員15名以内で構成されます。 ○作文等の有無：応募動機のみ	日額7,700円
20	自転車活用推進計画策 定懇談会 (都市計画課)	懇談会	R3.5.10 ～ R3.6.11	R3.5号	○	都市計画課 市政情報コーナー 各支所(東部まち づくりセンター含 む)	10	20.0%	2	1	1	2	2	0	○会議の概要 安全で快適な自転車環境づくりや地域特性、地域資源を生かした自転車の活用の推進を目的と した「旭川市自転車活用推進計画」の策定に関する意見交換を行う参加者を募集します。 ○参加者の構成 ・市内の中学校長及び自転車やスポーツ、観光等に関する団体の方 6名 ・交通安全の教育や広報、啓発の活動に従事する方 2名 ・市民公募 2名 ○作文等の有無：応募動機及び市内での自転車の利用環境について、普段感じていること及び、旭 川市におけるこれからの自転車の活用方法についてのアイデアを記入	日額2,000円
21	中央・新旭川まちづく り推進協議会 (地域まちづくり課)	懇談会	R4.2.15 ～ R4.3.16	R4.2号	○	地域まちづくり課 各支所(東部まちづ くりセンター含 む)・公民館 住民・地区センター 地域活動センター 市政情報コーナー CoCoDe 総合庁舎・第二庁 舎・第三庁舎の各案 内	20	20.0%	4	-	-	4	3	1	○会議の概要 地域の課題や特性などを確認し、様々なテーマで意見交換をして、地域の課題解決や活性化を 図っていくため「旭川市地域まちづくり推進協議会」(以下「協議会」という。)の委員を募集し ます。 旭川市地域まちづくり推進協議会とは、地域の住民の方々や市民活動団体等が地域の課題につ いて意見を交換し、その課題解決に向けた方策を検討するとともに、相互に連携・協力しながら、地 域の特性や魅力を活かしたまちづくりを推進するため、市内15の地域に設置するものです。 設置地域は次の15地域です。 <地域名> 中央・新旭川、豊岡、東光、北星、末広、春光、春光台・鷹の巣、神居、江丹別、永 山、東旭川、神楽、緑が丘、西神楽、東鷹栖 ※公募委員以外の委員は、住民団体、福祉団体、教育関係団体、商工団体、地域活動団体等の団体 から推薦で選任されます。(各協議会の委員数は10人～20人程度) ○作文等の有無：①応募動機②地域のまちづくりについて具体的に思っていること③地域における 現状、課題及び魅力など思っていること④これまでの市民活動の内容と活動年数 について、経験があれば記入	交通費程度
22	豊岡まちづくり推進協 議会 (地域まちづくり課)	懇談会	R4.2.15 ～ R4.3.16	R4.2号	○	地域まちづくり課 各支所(東部まちづ くりセンター含 む)・公民館 住民・地区センター 地域活動センター 市政情報コーナー CoCoDe 総合庁舎・第二庁 舎・第三庁舎の各案 内	15	20.0%	3	1	1	3	0	3	中央・新旭川まちづくり推進協議会と同様	交通費程度
23	東光まちづくり推進協 議会 (地域まちづくり課)	懇談会	R4.2.15 ～ R4.3.16	R4.2号	○	地域まちづくり課 各支所(東部まちづ くりセンター含 む)・公民館 住民・地区センター 地域活動センター 市政情報コーナー CoCoDe 総合庁舎・第二庁 舎・第三庁舎の各案 内	20	20.0%	4	2	2	4	2	2	中央・新旭川まちづくり推進協議会と同様	交通費程度

No	機関名(担当課)	区分	始期 ～ 終期	広報	HP 掲載	チラシ配布場所・ 周知方法	委員 総数	割合 (公募)	公募 応募			選 任 結 果	男	女	会議の概要など	謝礼の有無 (金額)
									男	女	女					
24	北星まちづくり推進協 議会 (地域まちづくり課)	懇談会	R4.2.15 ～ R4.3.16	R4.2号	○	地域まちづくり課 各支所(東部まちづく りセンター含む)・公 民館 住民・地区センター 地域活動センター 市政情報コーナー CoCoDe 総合庁舎・第二庁舎・ 第三庁舎の各案内	20	20.0%	4	2	2	2	1	1	中央・新旭川まちづくり推進協議会と同様	交通費程度
25	末広まちづくり推進協 議会 (地域まちづくり課)	懇談会	R4.2.15 ～ R4.3.16	R4.2号	○	地域まちづくり課 各支所(東部まちづく りセンター含む)・公 民館 住民・地区センター 地域活動センター 市政情報コーナー CoCoDe 総合庁舎・第二庁舎・ 第三庁舎の各案内	15	20.0%	3	1	1	3	1	2	中央・新旭川まちづくり推進協議会と同様	交通費程度
26	春光まちづくり推進協 議会 (地域まちづくり課)	懇談会	R4.2.15 ～ R4.3.16	R4.2号	○	地域まちづくり課 各支所(東部まちづく りセンター含む)・公 民館 住民・地区センター 地域活動センター 市政情報コーナー CoCoDe 総合庁舎・第二庁舎・ 第三庁舎の各案内	15	20.0%	3	1	1	3	0	3	中央・新旭川まちづくり推進協議会と同様	交通費程度
27	春光台・鷹の巣まちづ くり推進協議会(地域 まちづくり課)	懇談会	R4.2.15 ～ R4.3.16	R4.2号	○	地域まちづくり課 各支所(東部まちづく りセンター含む)・公 民館 住民・地区センター 地域活動センター 市政情報コーナー CoCoDe 総合庁舎・第二庁舎・ 第三庁舎の各案内	15	20.0%	3	1	1	1	0	1	中央・新旭川まちづくり推進協議会と同様	交通費程度
28	神居まちづくり推進協 議会 (神居支所)	懇談会	R4.2.15 ～ R4.3.16	R4.2号	○	地域まちづくり課 各支所(東部まちづく りセンター含む)・公 民館 住民・地区センター 地域活動センター 市政情報コーナー CoCoDe 総合庁舎・第二庁舎・ 第三庁舎の各案内	17	23.5%	4	-	-	1	1	0	中央・新旭川まちづくり推進協議会と同様	交通費程度
29	江丹別まちづくり推進 協議会 (江丹別支所)	懇談会	R4.2.15 ～ R4.3.16	R4.2号	○	地域まちづくり課 各支所(東部まちづく りセンター含む)・公 民館 住民・地区センター 地域活動センター 市政情報コーナー CoCoDe 総合庁舎・第二庁舎・ 第三庁舎の各案内	10	20.0%	2	1	1	2	1	1	中央・新旭川まちづくり推進協議会と同様	交通費程度

No	機関名(担当課)	区分	始期 ～ 終期	広報	HP 掲載	チラシ配布場所・ 周知方法	委員 総数	割合 (公募)	公募 応募			選 任 結 果	男	女	会議の概要など	謝礼の有無 (金額)
									男	女	女					
30	永山まちづくり推進協議会 (永山支所)	懇談会	R4.2.15 ～ R4.3.16	R4.2号	○	地域まちづくり課 各支所(東部まちづく りセンター含む)・公 民館 住民・地区センター 地域活動センター 市政情報コーナー CoCoDe 総合庁舎・第二庁舎・ 第三庁舎の各案内	20	25.0%	5	2	2	5	2	3	中央・新旭川まちづくり推進協議会と同様	交通費程度
31	東旭川まちづくり推進協議会 (東旭川支所)	懇談会	R4.2.15 ～ R4.3.16	R4.2号	○	地域まちづくり課 各支所(東部まちづく りセンター含む)・公 民館 住民・地区センター 地域活動センター 市政情報コーナー CoCoDe 総合庁舎・第二庁舎・ 第三庁舎の各案内	16	25.0%	4	-	-	4	2	2	中央・新旭川まちづくり推進協議会と同様	交通費程度
32	神楽まちづくり推進協議会 (神楽支所)	懇談会	R4.2.15 ～ R4.3.16	R4.2号	○	地域まちづくり課 各支所(東部まちづく りセンター含む)・公 民館 住民・地区センター 地域活動センター 市政情報コーナー CoCoDe 総合庁舎・第二庁舎・ 第三庁舎の各案内	15	20.0%	3	-	-	3	1	2	中央・新旭川まちづくり推進協議会と同様	交通費程度
33	緑が丘まちづくり推進協議会 (神楽支所)	懇談会	R4.2.15 ～ R4.3.16	R4.2号	○	地域まちづくり課 各支所(東部まちづく りセンター含む)・公 民館 住民・地区センター 地域活動センター 市政情報コーナー CoCoDe 総合庁舎・第二庁舎・ 第三庁舎の各案内	15	20.0%	3	-	-	3	1	2	中央・新旭川まちづくり推進協議会と同様	交通費程度
34	西神楽まちづくり推進協議会 (西神楽支所)	懇談会	R4.2.15 ～ R4.3.16	R4.2号	○	地域まちづくり課 各支所(東部まちづく りセンター含む)・公 民館 住民・地区センター 地域活動センター 市政情報コーナー CoCoDe 総合庁舎・第二庁舎・ 第三庁舎の各案内	15	20.0%	3	-	-	3	1	2	中央・新旭川まちづくり推進協議会と同様	交通費程度
35	東鷹栖まちづくり推進協議会 (東鷹栖支所)	懇談会	R4.2.15 ～ R4.3.16	R4.2号	○	地域まちづくり課 各支所(東部まちづく りセンター含む)・公 民館 住民・地区センター 地域活動センター 市政情報コーナー CoCoDe 総合庁舎・第二庁舎・ 第三庁舎の各案内	15	20.0%	3	-	-	3	2	1	中央・新旭川まちづくり推進協議会と同様	交通費程度
36	農業センター運営懇話会 (農業センター)	懇談会	R3.3.22 ～ R3.4.22	R3.3号	○	農業センター 市政情報コーナー 各支所(東部まち づくりセンター含 む)	15	20.0%	3	1	1	0	0	0	○会議の概要 本市の農業振興のための支援や都市と農村の交流を進めるための施設である農業センターを円滑に運営するために、意見交換等を行います。意見交換の内容は、農業技術開発や情報収集など農業の生産振興に関する事、市民と農業の交流に関する事、その他農業センターの事業に関する事等です。 公募の参加者のほか、農業関係団体、近隣関係者、関係機関などからも参加いただいております。 参加者は15人以内となります。 ○作文等の有無：応募動機のみ	なし(0円)